

## 事業主体決定に向けた調整結果

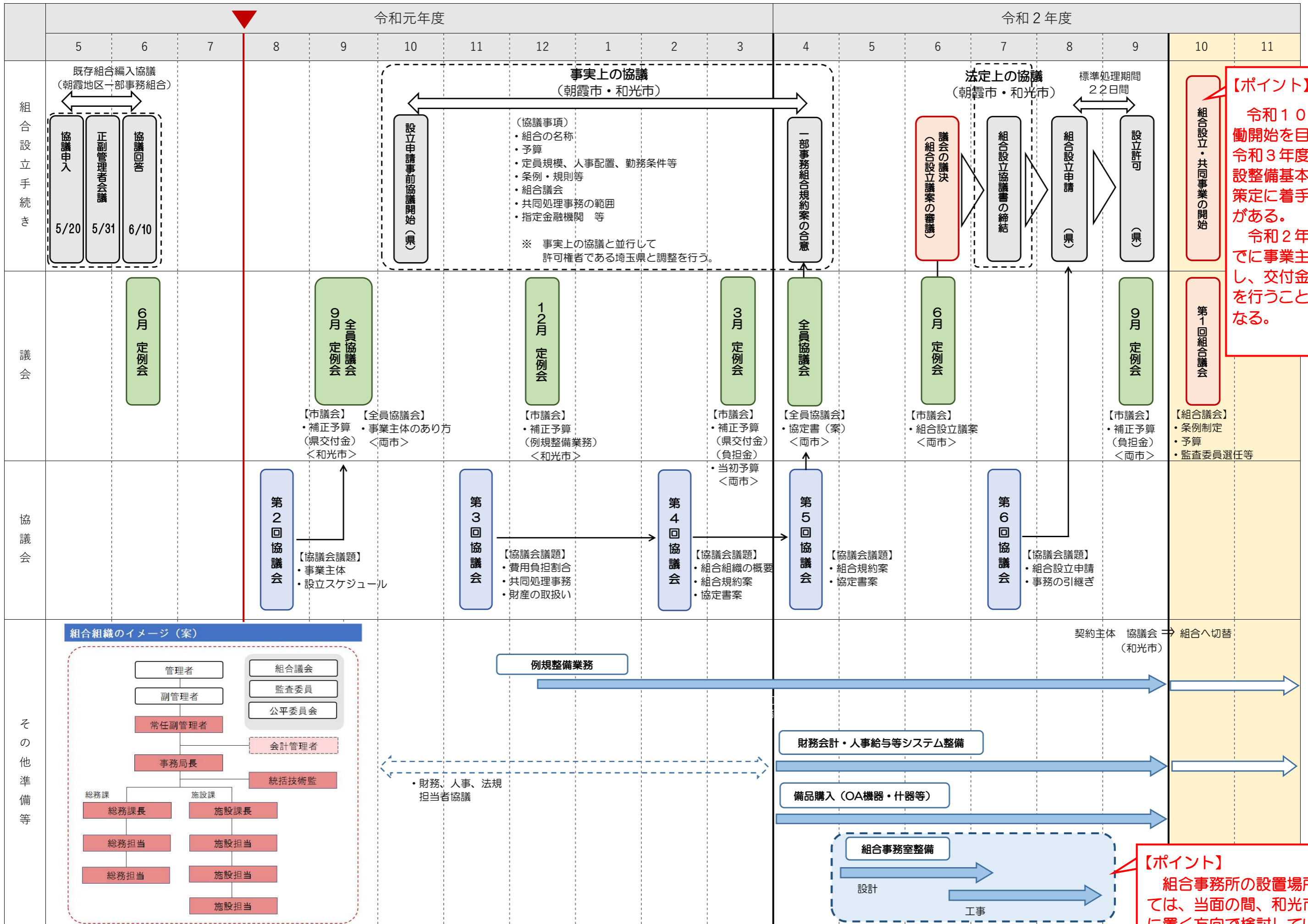
## 1 調整の経緯

令和元年5月20日	和光市長（朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会長）から、朝霞地区一部事務組合 管理者に対し、文書で協議を依頼した。  <依頼内容>  朝霞市と和光市のごみ広域処理事業を、朝霞地区一部事務組合の共同処理事務に編入することについて、協議を依頼する。
令和元年5月31日	5月20日付の協議依頼を受けて、朝霞地区一部事務組合が、各構成市長による正副管理者会議において、協議を行った。
令和元年6月10日	朝霞地区一部事務組合 管理者から、和光市長（朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会長）に対し、文書で協議結果について回答があった。  <回答内容>  朝霞市と和光市のごみ広域処理事業を、朝霞地区一部事務組合の共同処理事務に編入することについて、正副管理者会議において協議を行ったが、4市の協議が整わなかった。

## 2 調整結果を踏まえた方向性

**事業主体の構成市を朝霞市及び和光市として**

**「一部事務組合」の設立に向けた協議を進める。**



**【ポイント】**  
 令和10年度の稼働開始を目指すため、令和3年度から「施設整備基本計画」の策定に着手する必要がある。  
 令和2年10月までに事業主体を設立し、交付金の手続きを行うことが必要となる。

**【ポイント】**  
 組合事務所の設置場所については、当面の間、和光市役所内に置く方向で検討していく。

➢ 本スケジュールは現段階での見込みであり、今後事業進捗とともに具体化していく。  
 ➢ 事業主体の設立作業と並行して共同処理の枠組みについて検討を行い、広域化基本構想を策定する。